

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

I 金融審議会の構成（別紙1～2参照）

II 2018事務年度の開催実績

1. 総会・金融分科会合同会合

（1）第40回総会・第28回金融分科会合同会合（2018年10月17日開催）（別紙3参照）

（2）第41回総会・第29回金融分科会合同会合（2019年3月4日開催）（別紙4参照）

2. ワーキング・グループ等

（1）金融制度スタディ・グループ（平成30事務年度）

開催実績：2018年9月以降、12回にわたり、開催。

メンバー：（別紙5参照）

報告書：

・「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」（2019年1月16日公表）（別紙6参照）

・「『決済』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告〈基本的な考え方〉」（令和元年7月26日公表）（別紙7参照）

（2）市場ワーキング・グループ

開催実績：2018年9月以降、12回にわたり、開催。

メンバー：（別紙8参照）

報告書：

・「直接金融市場に関する現行規制の点検」（2018年12月27日公表）（別紙9参照）

・金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」（2019年6月3日公表）（別紙10～11参照）

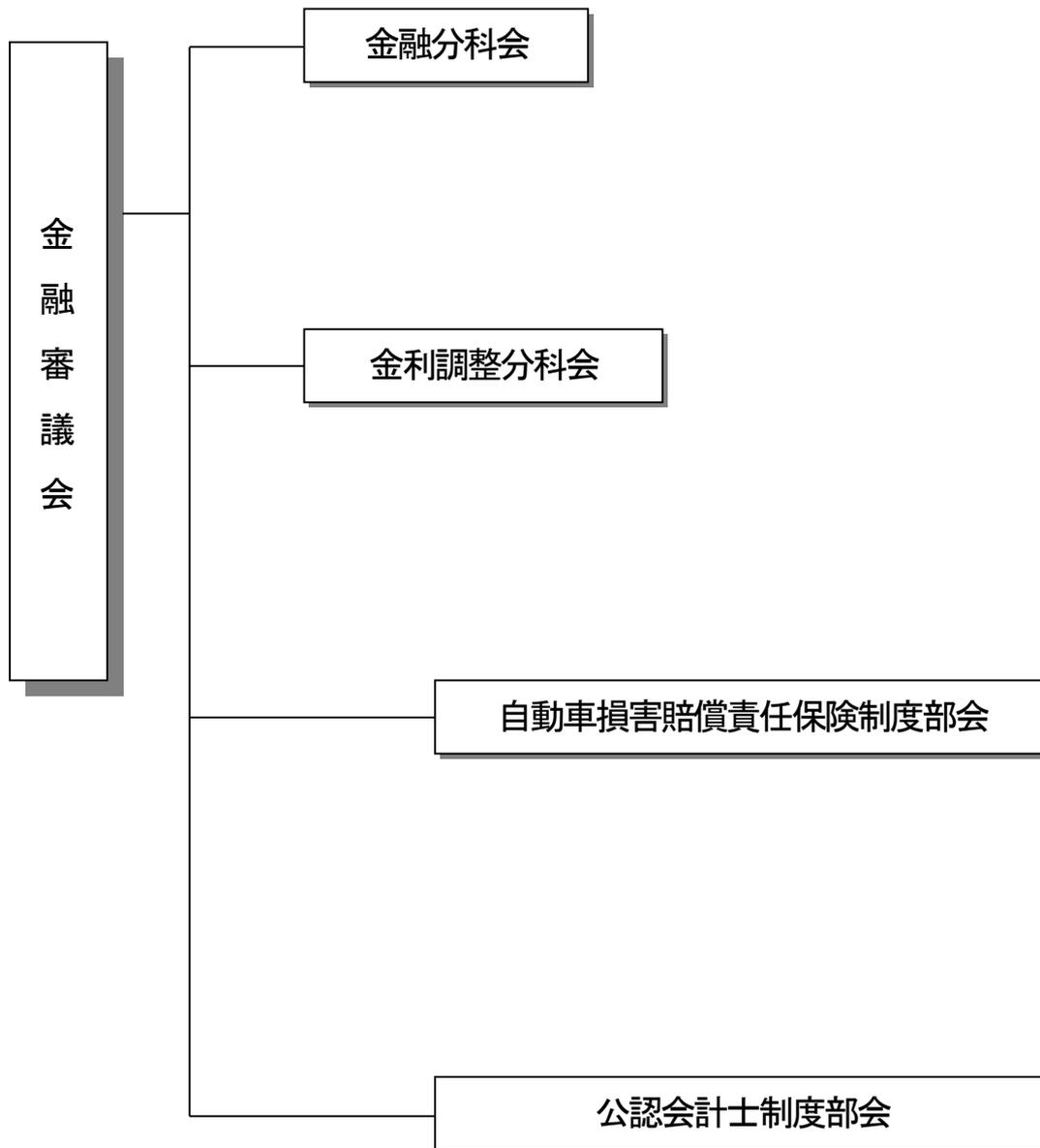
※本報告書は金融審議会総会の議題とはなっていない。

（3）市場構造専門グループ

開催実績：2019年5月以降、2回にわたり、開催。

メンバー：（別紙12参照）

金融審議会の構成



金融審議会委員名簿

平成31年3月4日現在

会	長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委	員	秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
		伊藤 元重	学習院大学国際社会科学部教授
		岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
		翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
		沖野 眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		川口 恭弘	同志社大学法学部教授
		川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
		神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
		小林 いずみ	経済同友会副代表幹事
		佐々木 百合	明治学院大学経済学部教授
		志賀 俊之	株式会社INCJ代表取締役会長(CEO) 日産自動車株式会社取締役
		原田 喜美枝	中央大学商学部教授
		福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
		山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
		山本 眞弓	弁護士(銀座新明和法律事務所)
		家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授

[計18名]

(敬称略・五十音順)

第 40 回金融審議会総会・第 28 回金融分科会 議事次第

日時：平成 30 年 10 月 17 日（水） 9：30～11：00

場所：中央合同庁舎 7 号館 13 階 共用第 1 特別会議室

1. 開会

2. 政務挨拶

3. 諮問事項に対する報告

「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告

4. 事務局説明

(1) 金融審議会関係

「金融制度スタディ・グループ」中間整理・審議状況

「市場ワーキング・グループ」審議状況

(2) 金融行政のこれまでの実践と今後の方針

5. 討議

6. 閉会

第41回金融審議会総会・第29回金融分科会 議事次第

日時：平成31年3月4日（月）14：30～16：00

場所：中央合同庁舎7号館13階 共用第1特別会議室

1. 開会

2. 政務挨拶

3. 委員の紹介、会長の互選等

4. 事務局説明

(1) 諮問事項に対する報告等

「金融制度スタディ・グループ」報告・審議状況

「市場ワーキング・グループ」報告・審議状況

(2) 「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書

5. 討議

6. 閉会

金融審議会「金融制度スタディ・グループ」メンバー等名簿

2019年7月26日現在

座長	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
メンバー	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
	植田 健一	東京大学経済学部准教授 (公共政策学連携研究部兼経済学研究科)
	大野 英昭	アクセンチュア株式会社特別顧問
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
	加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
	後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	坂 勇一郎	弁護士(東京合同法律事務所)
	田中 正明	日本ペイントホールディングス株式会社代表取締役会長
	戸村 肇	早稲田大学政治経済学術院准教授
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	船津 浩司	同志社大学法学部教授
	松井 秀征	立教大学法学部法学科教授
森下 哲朗	上智大学法科大学院教授	
オブザーバー	国際銀行協会 新経済連盟 生命保険協会 全国銀行協会 日本クレジット協会 日本資金決済業協会 日本損害保険協会 Fintech協会 日本証券業協会 個人情報保護委員会 消費者庁 法務省 財務省 経済産業省 日本銀行	

(敬称略・五十音順)

金融制度スタディ・グループ「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」の概要

背景

- 近年、情報通信技術の飛躍的な発展等を背景に情報の利活用が社会的に進展。一般事業会社、フィンテック事業者、伝統的な金融機関のいずれの主体であれ、情報の利活用に取り組んでいくことは自然な流れ。
- こうした動きが拡大していく中で留意すべき点として、(1) 情報に関連するルールのあり方、(2) 情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方、が考えられる。

(1) 情報に関連するルールのあり方

- 情報の適切な取扱いの確保は金融分野において重要。
- スタディ・グループにおいても、様々な意見。
 - 情報の利活用の社会的な進展を踏まえ、個人情報保護の観点からルールの再検討を行うことが必要ではないか
 - 情報に関連するルールを考える際には、情報の保護と利活用との両立を一層図っていく観点が重要ではないか
- 他方、この問題は必ずしも金融分野に限定されるものではなく、**分野横断的な検討が必要**。



- 情報の利活用の社会的な進展の今後の状況も踏まえつつ、**関係者において、適切な対応が進められていくことを期待**。

(2) 情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方

- 利用者から情報の提供を受けて、それを保管・分析し、自らの業務に活用する、さらには（必要に応じ当該利用者の同意を得た上で）第三者に提供する、といったことが今日の経済社会において広く一般的に行われるようになってきている。**業務範囲に関して厳格な制限が存在する銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等^(注1)についても、社会全体の変化に適切に対応していく環境を整備するため、業務範囲規制について見直しの検討を行うことが適当。**

（注1）業務範囲に関して厳格な制限が存在する他の業者として、例えば、投資運用業者がある。

- ただし、例えば銀行の業務範囲規制の検討は、①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③他業リスクの排除、といった規制の趣旨を踏まえつつ、監督の実効性等にも配慮しながら進めていく必要。



- **銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等（本体）**について、さしあたりは、**保有する情報を第三者に提供する業務であって本業に何らかの形で関連するものを営むことを認めることが適当**。
- また、銀行、第一種金融商品取引業者等と異なり、情報の利活用に関する業務を幅広く営むことが可能な子会社の保有が認められていない**保険会社**について、保険業の高度化や利用者利便の向上を図る観点からも、**銀行業高度化等会社^(注2)に相当する会社を子会社として保有することを認めることが適当**。

（注2）情報通信技術その他の技術を活用した、銀行業の高度化・利用者利便の向上に資する（と見込まれる）業務を営む会社。なお、第一種金融商品取引業者及び投資運用業者については、保有可能な子会社の範囲に関する制限がそもそも存在しないため、現行制度の下でも、銀行業高度化等会社に相当する会社を子会社として保有することが可能。

- （情報の利活用に係るもの以外の）業務範囲規制のあり方については、機能別・横断的な金融規制全体の検討の中で引き続き検討。

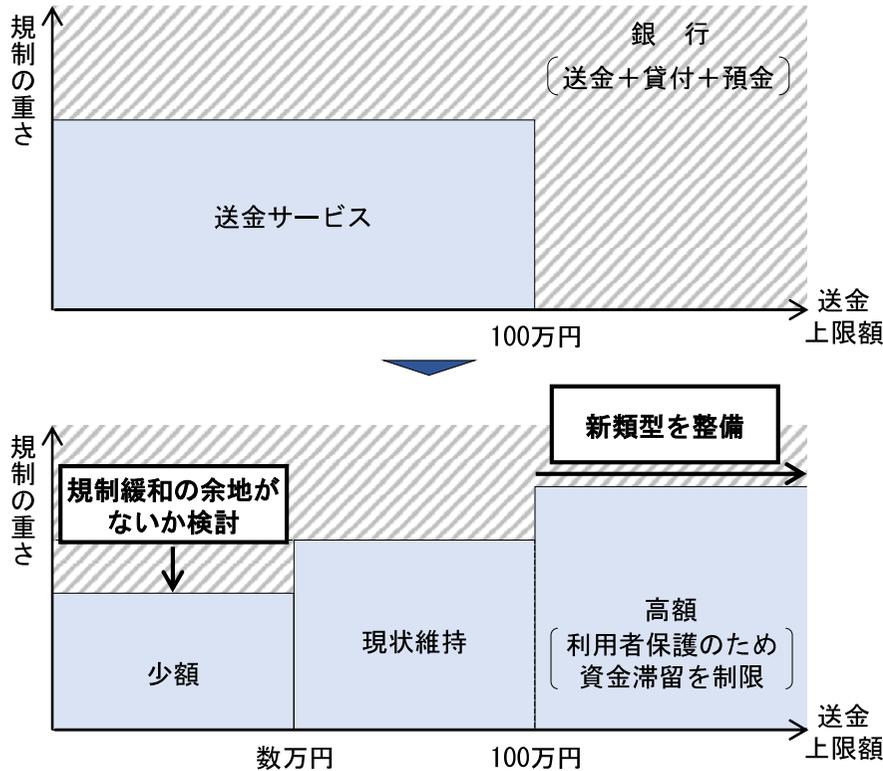
金融審議会 金融制度スタディ・グループ

「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告 《基本的な考え方》

(2019年7月26日公表) の主な内容

決済法制

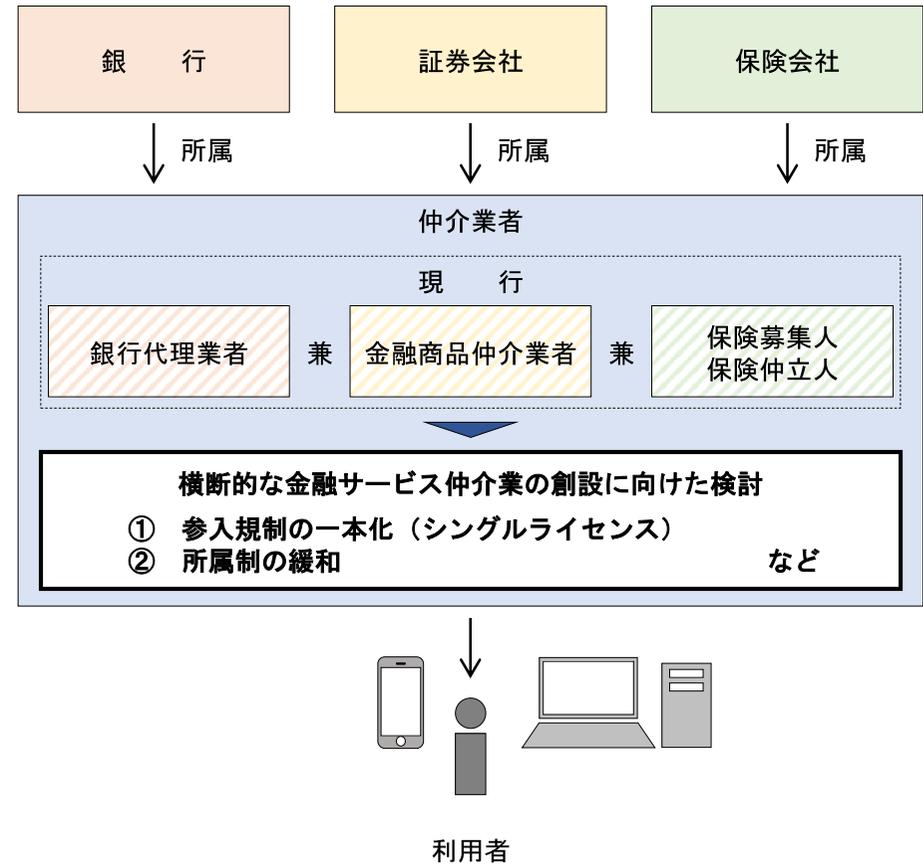
- 現行の送金サービスは、100万円以下のみ送金可能。
- ⇒ 必要な利用者保護を図ることを前提に、①100万円超を送金可能な新類型の整備、②少額送金のみ扱う事業者の規制緩和、を検討。



※ このほか、①前払式支払手段、②収納代行、③ポストペイサービスへの対応のあり方、等について検討。

金融サービス仲介法制

- 現行の金融サービス仲介は、①業態ごとの規制、②所属金融機関からの指導に対応する必要(所属制)。
- ⇒ 銀行/証券/保険それぞれの商品特性に応じた規制は維持しつつ、参入規制の一本化や所属制の緩和を図る。



「市場ワーキング・グループ」メンバー名簿

令和元年6月3日現在

座 長 委 員	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授	
	池尾 和人	立正大学経済学部教授	
	上田 亮子	株式会社日本投資環境研究所主任研究員	
	上柳 敏郎	弁護士（東京駿河台法律事務所）	
	鹿毛 雄二	ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社特別顧問	
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	神戸 孝	FP アソシエイツ&コンサルティング株式会社代表取締役	
	黒沼 悦郎	早稲田大学法学学術院教授	
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授	
	島田 知保	専門誌「投資信託事情」発行人兼編集長	
	高田 創	みずほ総合研究所副理事長エグゼクティブエコノミスト	
	竹川 美奈子	LIFE MAP, LLC 代表	
	佃 秀昭	株式会社企業統治推進機構代表取締役社長	
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人	
	中野 晴啓	セゾン投信株式会社代表取締役社長	
	野尻 哲史	合同会社フィンウエル研究所代表	
	野村 亜紀子	野村資本市場研究所研究部長	
	林田 晃雄	読売新聞東京本社論説副委員長	
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授	
宮本 勝弘	日本製鉄株式会社代表取締役副社長		
オブザーバー	消費者庁	財務省	厚生労働省
	国土交通省	日本銀行	日本取引所グループ
	日本証券業協会	投資信託協会	日本投資顧問業協会
	信託協会	全国銀行協会	国際銀行協会
	生命保険協会	(敬称略・五十音順)	

金融審議会 市場ワーキング・グループ
「直接金融市場に関する現行規制の点検」について

平成 30 年 12 月 27 日

本報告は、直接金融市場における現行規制の点検事項について、本ワーキング・グループが審議した結果を取りまとめたものである。本報告に示された考え方を踏まえ、当局および関係者において、適切な制度整備が進められることを望みたい。

1. 契約締結前交付書面等の見直し

金融商品取引業者等は、契約の締結前に、業者の商号や契約の概要、手数料、リスク等を記載した書面をあらかじめ交付する必要がある。一方で、契約の締結前1年以内に同種内容の契約に関する本書面を交付している場合等、投資者の保護に支障を生ずることがない一部の場合には、交付の義務が免除されている。

このような規制を前提として、証券会社においては、交付漏れを防止しつつ円滑な受注を確保する実務上のニーズから、上場有価証券等に関する本書面を冊子にまとめ、すべての顧客に対し毎年1回交付する実務運用が存在しているが、顧客にとって必ずしも有益な情報提供の方法となっていない、との指摘がある。

このため、顧客に対して重要情報を提供するという趣旨を損なうことなく、顧客利便や環境への配慮等の観点から本書面交付の合理化・効率化を図るとともに、複雑な商品等については顧客本位の説明等が確保されるようにすることが適当である。

併せて、本書面や広告等の記載事項や方法を工夫し、より認識・理解しやすいものにするなど、情報技術の進展等に対応した顧客への情報提供のあり方について、市場関係者と連携しながら検討していくことが望まれる。

2. 犯則調査における証拠収集・分析手続

近年の情報技術の進展等により、犯則調査において電磁的記録（例えば、パソコン接続サーバに保管されているデータ）等の証拠収集・分析を行う必要性が高まっている。

しかし、金融商品取引法には、刑事訴訟法や国税通則法等に導入されている電磁

的記録に係る差押え等の規定が整備されておらず、現在は、証券取引等監視委員会
が押収物たるパソコン等の外部にある電磁的記録の取得等を行う場合、任意の協力を
を求めるしかない状態となっている。

従って、犯則調査における証拠収集・分析手続について、他法令の規定等を参考
としつつ、金融商品取引法に必要な規定を整備することが適当である。

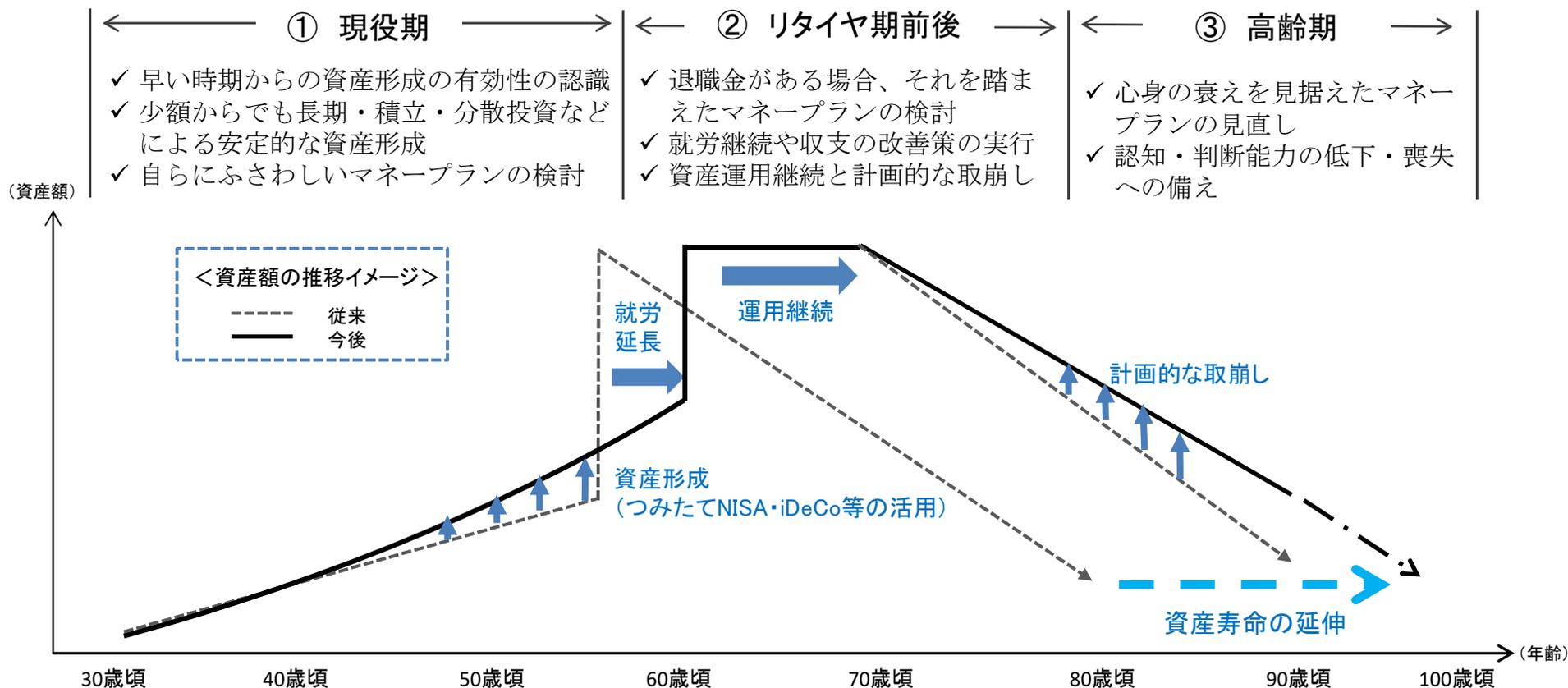
3. 非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制

G20 カンヌ・サミット（平成 23 年 11 月）において、店頭デリバティブ取引のう
ち清算機関を通じて決済されない取引（非清算店頭デリバティブ取引）に関し、取
引当事者間で証拠金（担保）の授受を行うことを義務付ける規制の導入が合意され
た。これを受けて、我が国においても平成 28 年 9 月に同証拠金規制が導入されたと
ころであり、平成 32 年 9 月以降は同規制の適用対象が地銀・保険会社等にも広がる
見込みとなっている。

同証拠金規制においては、受領した当初証拠金について、相手側破たん時に即時
利用が可能な状態で分別管理することが求められているが、一方で、我が国の現行
法制の下では、クロスボーダー取引で慣行となっている質権構成による当初証拠金
の授受を行う場合、担保提供者に会社更生法が適用されると、担保受領者による実
行が制限されるリスク（会社更生法リスク）があり、その即時利用が必ずしも確保
されていないとの指摘がある。

そのため、決済における安定性を確保する観点から、関係法令において、国際慣
行に即した証拠金授受を一括清算の対象とするため必要な規定を整備することが適
当である。

ライフステージ別の留意点



資産寿命を延ばす顧客の行動をサポートするため、金融サービス提供者に求められる対応

- ・ 顧客本位の業務運営 (顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化、分かりやすい説明等)
- ・ 持続可能なサービス (サービスに見合った適切な対価の設定と説明)
- ・ 「自助」充実のニーズ増に応じた資産形成・管理やコンサルティング機能の強化

等

行政や業界団体などによる環境整備 (資産形成制度の充実、高齢顧客保護など)

金融審議会市場ワーキング・グループ報告書
「高齢社会における資産形成・管理」
資料

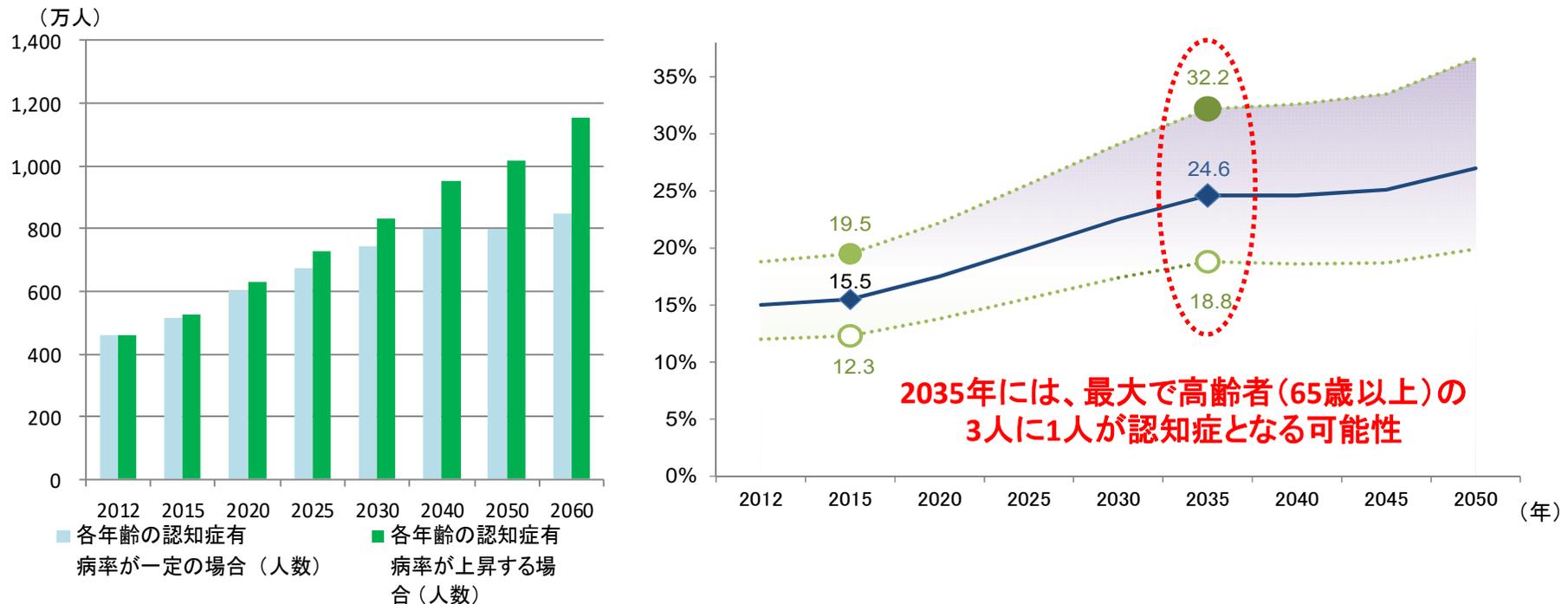
令和元年6月3日
金融庁



認知症の人の増加①

- 認知症の人は、2030年に830万人(人口の7%)、2060年に1,154万人(同12%)まで増加する可能性。
- 認知症の有病率が上昇する場合、最大で高齢者の3人に1人が認知症になる可能性。

65歳以上の認知症の人の推定者と推定有病率



(注) 有病率は、各年齢の認知症有病率が上昇する場合の比率。破線間は95%信頼区間を示す。

(資料) 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授)

(出典) みずほ総合研究所「高齢社会と金融～高齢社会と多様化するニーズに金融機関はどう対応するか～」より、抜粋

認知症の人の増加②

- 認知能力の低下により、金融機関が顧客の認知能力に問題があると判断した場合、顧客保護の観点から金融サービスに一定の制限がかけられることがある。
- 成年後見開始後は、家庭裁判所が被後見人の状況を勘案して判断することとなるが、有価証券については保有を継続するか、現金化が推奨される例が見られる。

認知能力が衰えたことによる 金融サービスの制限

顧客の認知能力に問題があると判断した場合の金融機関の対応例

- 新規契約の停止(有価証券の売買等)
- 既存契約の解除(信用取引、FX取引等)
- 本人のみによる預貯金口座の引き出しの停止

後見開始時に保有していた 有価証券の取扱い

Q7 預貯金の管理

預貯金の管理については、何を注意したらよいのでしょうか？

A ご本人の預貯金については、基本的に次のことに注意してください。

- ① ご本人の名義で管理すること。
- ② 預貯金の口座は、管理しやすいようにできる限り整理すること。
- ③ 安全確実な管理を心がけること。

3 ご本人の財産管理は、安全確実であることが基本であり、投機的な運用は絶対に避けてください。「利回りが良いから」といって、ご本人の預貯金を用いて株や元本割れの可能性のある金融商品等を購入することは許されません。

万が一、損害が発生した場合は、後見人が弁償することはもちろん、後見人を解任される可能性もあります。

出典：地方家庭裁判所成年後見人Q&Aより抜粋

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
 - (2) 計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)。
 - (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標等

(1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。

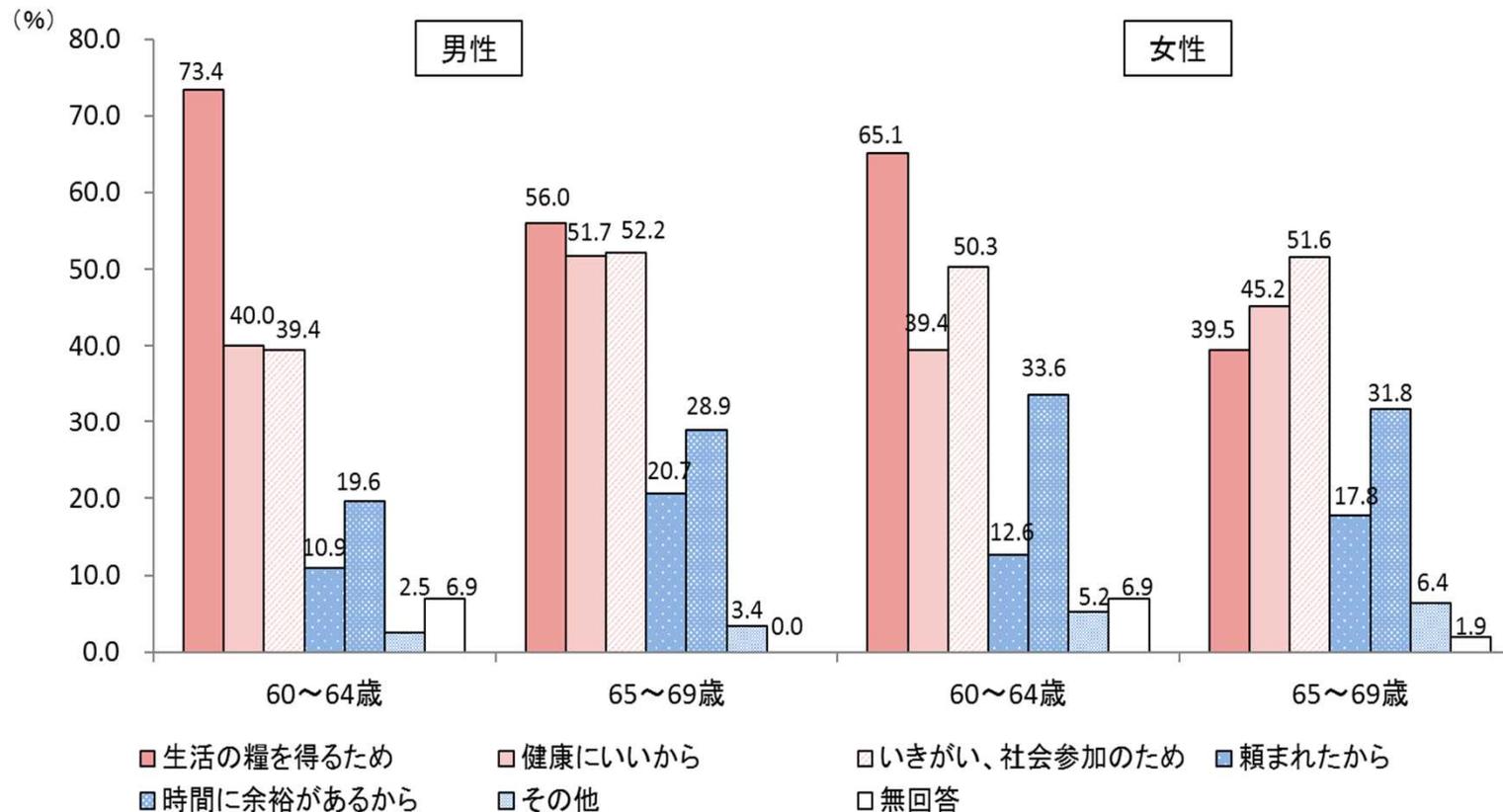
(3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

出典：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画のポイント・概要」

高齢者の就業理由

○ 高齢者の就業理由は、60歳台前半では「生活の糧を得るため」が最も多いが、60歳台後半では「健康にいいから」「いきがい、社会参加のため」といった割合が増える。



(出所) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「高齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査」(2011年)

※ 複数回答

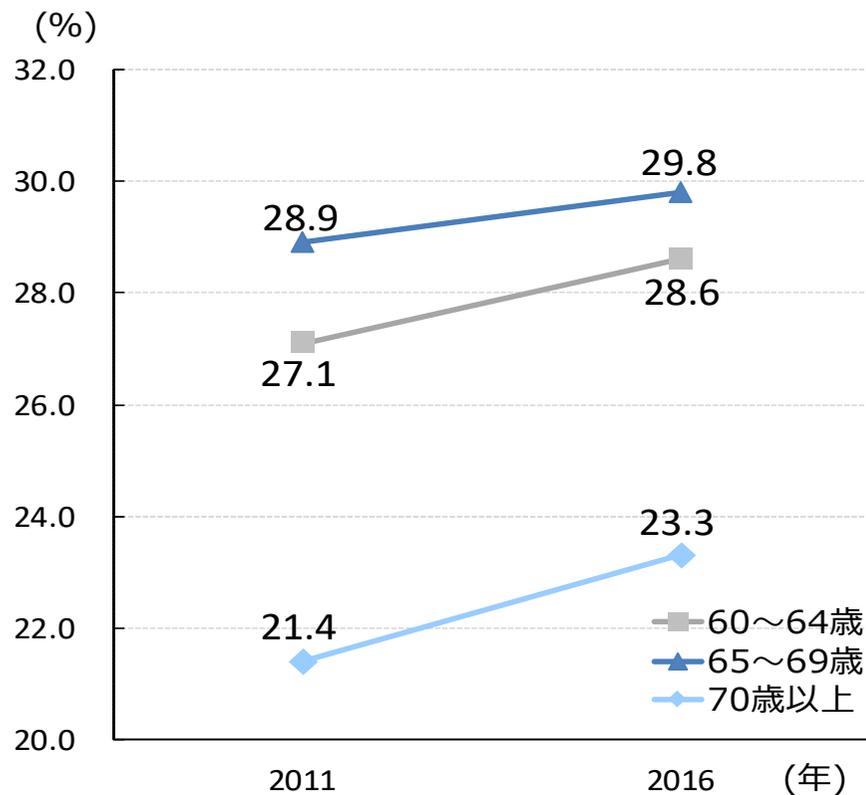
※ 60～64歳は雇用者のみの回答(男性 n=1,224、女性 n=865)、65～69歳は自営業者を含む(男性 n=232、女性 n=157)

※ 2011年7月現在の就業等の状況に対する意識を尋ねたもの

高齢者とボランティア

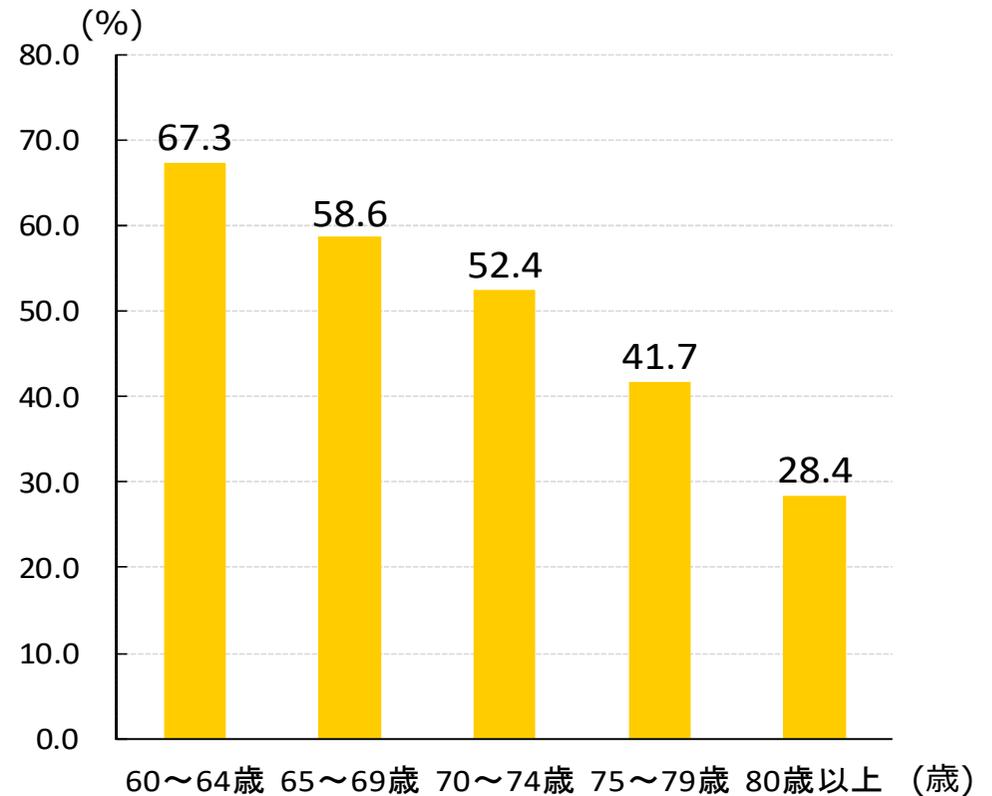
- 高齢者のボランティア活動への参加は増加しており、ボランティア活動への参加意向を持っている者も多く存在する。

ボランティア活動への参加率の推移



(出典) 総務省「社会生活基本調査」より、金融庁作成

ボランティア活動への参加意向がある人の割合 (年齢別)



(出典) 内閣府「高齢者の経済生活に関する意識調査(H23年)」より、金融庁作成

退職金と投資

- 現役時代から投資を行ってきた者は、退職金でも投資を行う傾向が高い。

現役時代から投資を行っていたと回答した人	現役時代から投資を行っていなかったと回答した人
2,824人	5,806人
↓	↓
且つ、退職金で投資をしたと回答した人 括弧内は上記回答に対する比率	且つ、退職金で投資をしたと回答した人 括弧内は上記回答に対する比率
1,984人 (70.3%)	692人 (11.9%)

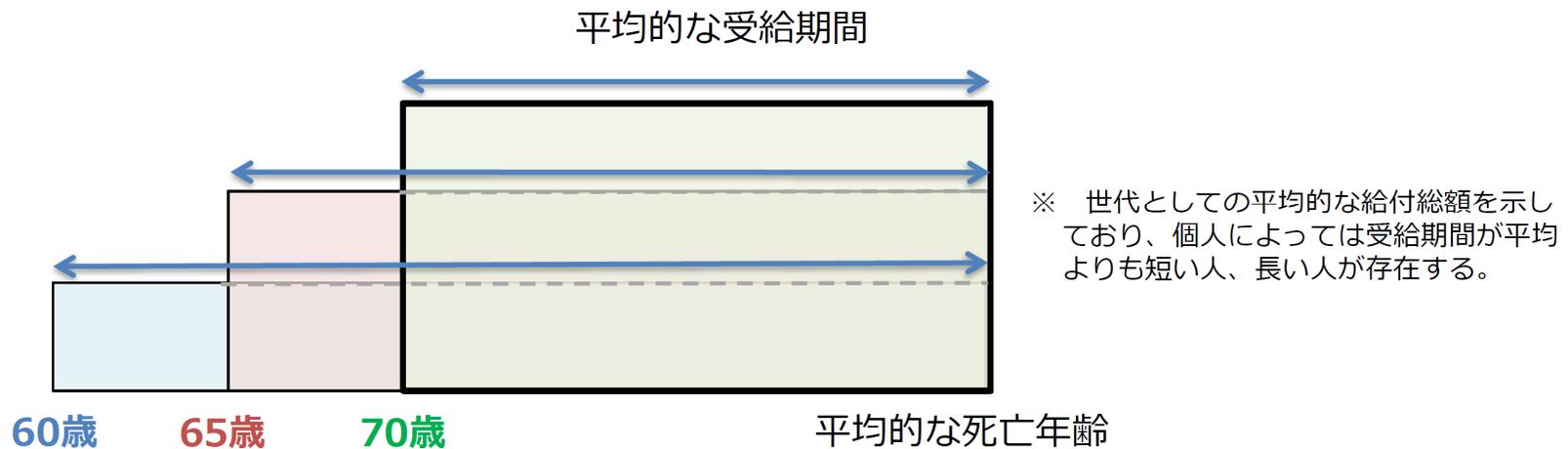
(出典) ファイデリティ退職・投資教育研究所、退職者8000人アンケート、2015年調査より、金融庁作成

資産形成(投資)にあたってのポイント

	ポイント	つみたてNISA
長期投資	投資を始めたら、長期間続けること！	長期保有を前提とした制度 非課税期間は20年間
積立投資	投資のタイミングをとらえるのは難しい！ 定期的に自動で買付！	買付けの方法は、 積立投資に限定
分散投資	分散投資でリスクを軽減！ 資産の分散と地域の分散！	対象は、国内外の株式・債券等に 分散して投資する投資信託
手数料	信託報酬は、長期の運用成果に大きな影響！	信託報酬が低く、販売手数料もノーロード（0円）の 低コスト商品に限定
分配金	毎月、分配金を受け取ることは、長期の運用には向かない！	毎月分配型でない商品が対象
税金	原則、運用益は課税（20.315%）	運用益は 非課税

受給開始時期(繰上げ・繰下げ受給制度)について

- 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。
※繰下げについては、66歳到達以降でしか選択することができない。
- 65歳より早く受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額が減額(最大30%減額)となる一方、65歳より後に受給を開始した場合(繰下げ受給)には、年金月額は増額(最大42%増額)となる。
- 繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。



(参考) 繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点(月単位)に応じて計算される。

- 繰上げ減額率 = $0.5\% \times$ 繰上げた月数 (60歳~64歳)
- 繰下げ増額率 = $0.7\% \times$ 繰下げた月数 (66歳~70歳)

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
減額・増額率	△30%	△24%	△18%	△12%	△6%	-	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42%

継続雇用後の給与水準の変化

(%)

		増加	変化せず	10%未満 減少	10～20%未 満 減少	20～30%未 満 減少	30～40%未 満 減少	40～50%未 満 減少	50%以上 減少	無回答
企業調査	雇用者数規模	総計	15.3			17.0	22.9	21.7	16.1	7.0
		49人以下	22.7			21.6	18.1	16.2	8.6	12.7
		50～99人	17.1			18.5	24.4	19.8	12.1	8.2
		100～299人	14.7			17.8	24.1	23.2	14.6	5.6
		300～499人	13.9			13.9	20.1	23.2	23.2	5.5
		500～999人	12.1			10.0	24.6	26.9	20.3	6.2
		1000人～	8.0			10.9	15.8	22.7	37.1	5.5

労働者調査	60～64歳の 継続雇用者	男	0.2	5.8	3.1	11.9	14.4	31.7	26.8	6.3
		女	2.3	22.7	12.2	19.2	14.0	9.3	9.3	11.0

資料出所：独立行政法人労働政策研究・研修機構

(企業調査) 「高年齢社員や有期契約社員の法改正後の活用状況に関する調査」(平成26年)

常用労働者50人以上雇用する民間企業に対する調査(回収数n=7179)。

回答時点で雇用者規模が50人未満であった企業が含まれる(n=463)。

(労働者調査) 「高年齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査」(平成24年)

(注)いずれも定年到達時と継続雇用中の給与を比較したもの。

一般NISAとつみたてNISA

一般NISA

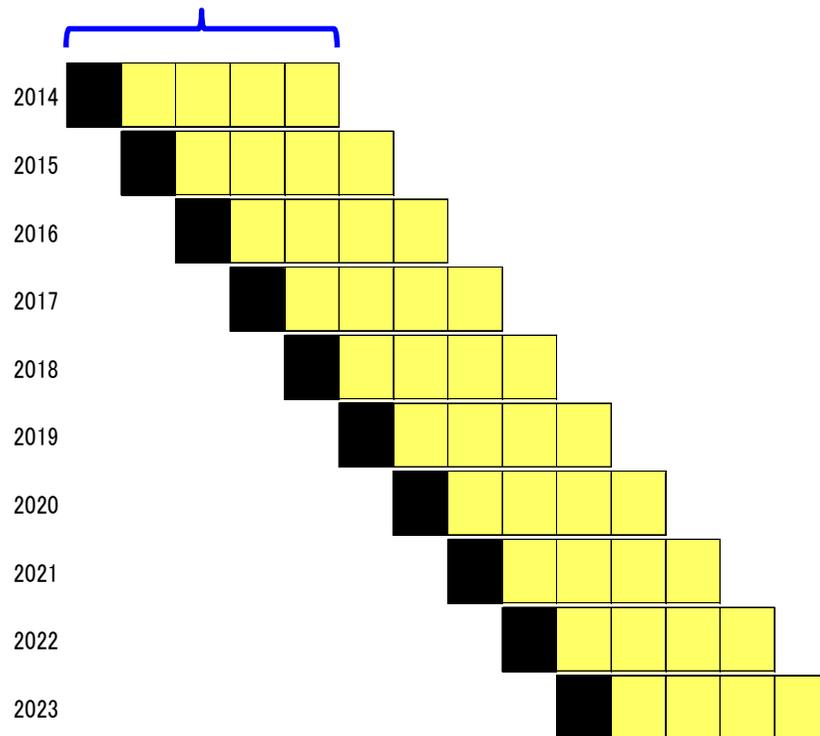
- ・非課税枠（最大）：**120万円**
- ・非課税の期間：**5年間**
- ・非課税の最大枠：**600万円**（120万円×5年）
- ・投資対象：上場株式、株式投資信託、REIT など

選 択

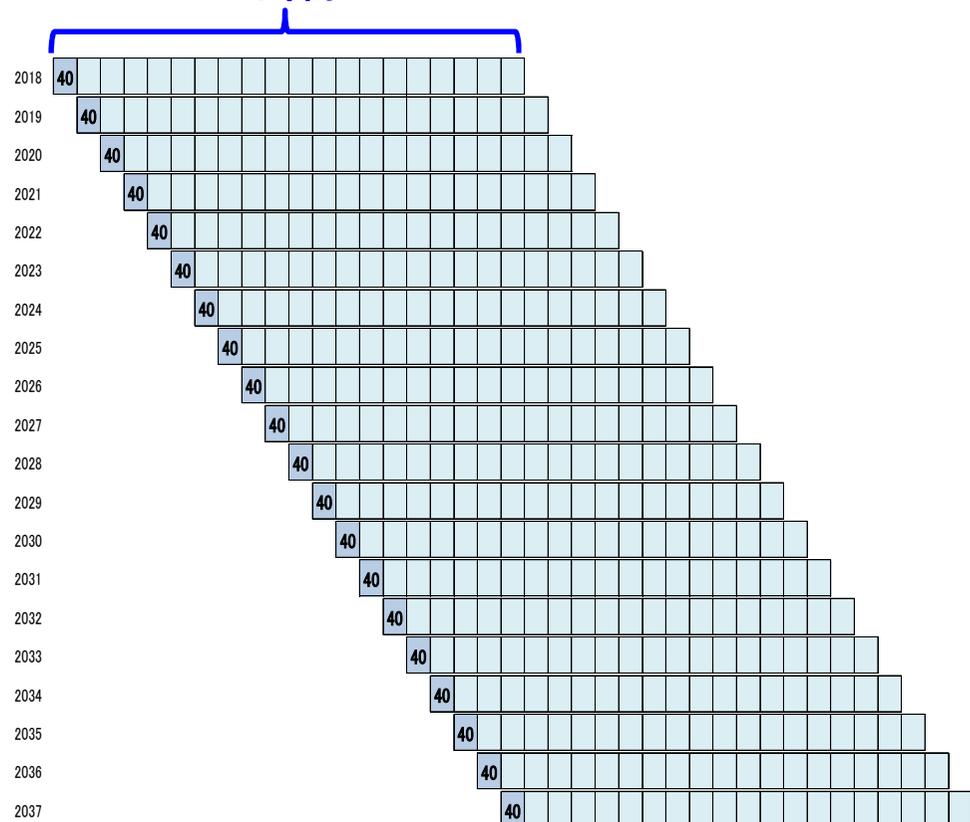
つみたてNISA

- ・非課税枠（最大）：**40万円**
- ・非課税の期間：**20年間**
- ・非課税の最大枠：**800万円**（40万円×20年）
- ・投資対象：**株式投資信託**
長期の資産形成に適した商品に限定

5年間



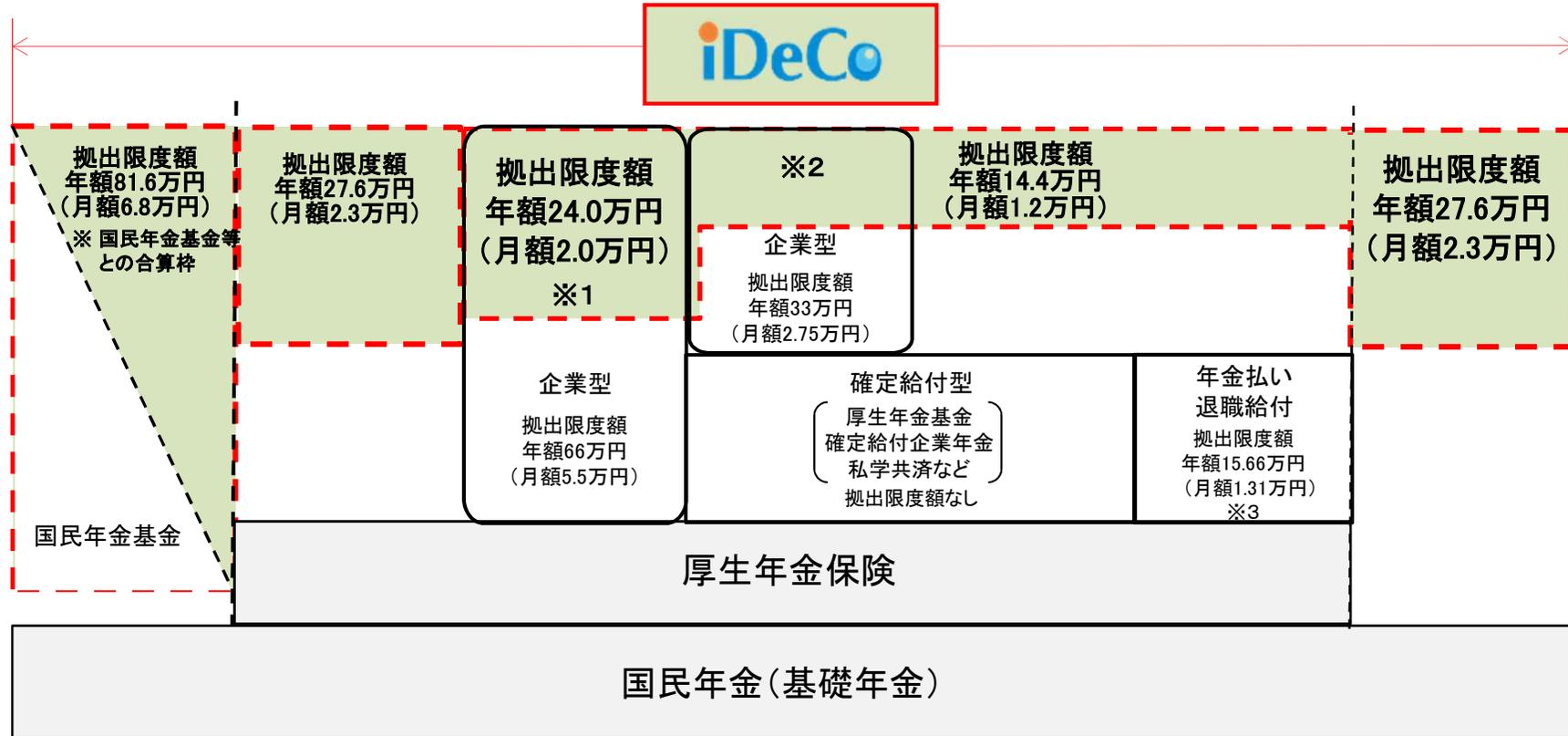
20年間



個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入可能範囲の拡大

○ 働き方・ライフコースの多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、iDeCoについて、第3号被保険者や企業年金加入者※、公務員等共済加入者を加入可能とした。(2017年1月施行)

※企業型確定拠出年金加入者については規約に定めた場合に限る。



自営業者等
(第1号被保険者)

会社員
(第2号被保険者)

公務員等
(第2号被保険者)

専業主婦(夫)等
(第3号被保険者)

※1 企業型のみを実施する場合は、従業員によるマッチング拠出ができることを定めない場合であって、①iDeCoに加入ができること、②企業型への事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)以下とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCoへの加入が可能。

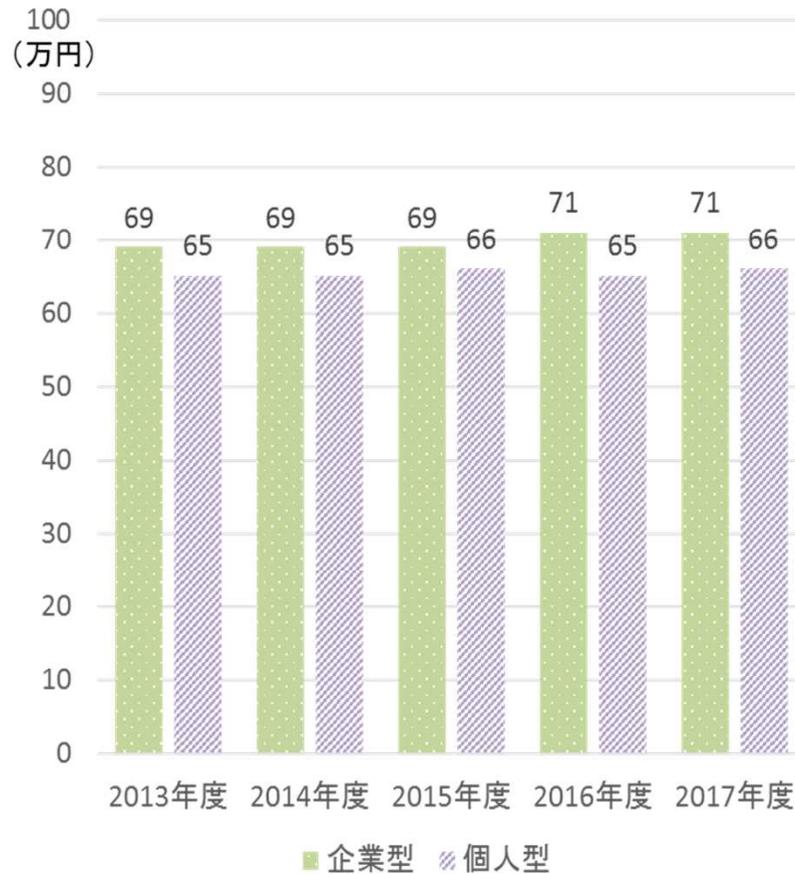
※2 企業型と確定給付型を実施する場合は、従業員によるマッチング拠出ができることを定めない場合であって、①iDeCoに加入ができること、②企業型への事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)以下とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCoへの加入が可能。

※3 保険料率の上限は、労使あわせて1.5%と法定されている。標準報酬の月額の上限は62万円、標準期末手当等の額の上限は150万円であり、これらに基づき表中の拠出限度額を算出している。

iDeCoの給付額

- 老齢給付において、年金により受給している者の1件当たり給付額は、66万円(2017年度)となっている。
- 一時金により受給している者の1件当たり給付額は、328万円(2017年度)となっている。

【年金】1件当たり給付額(年額)

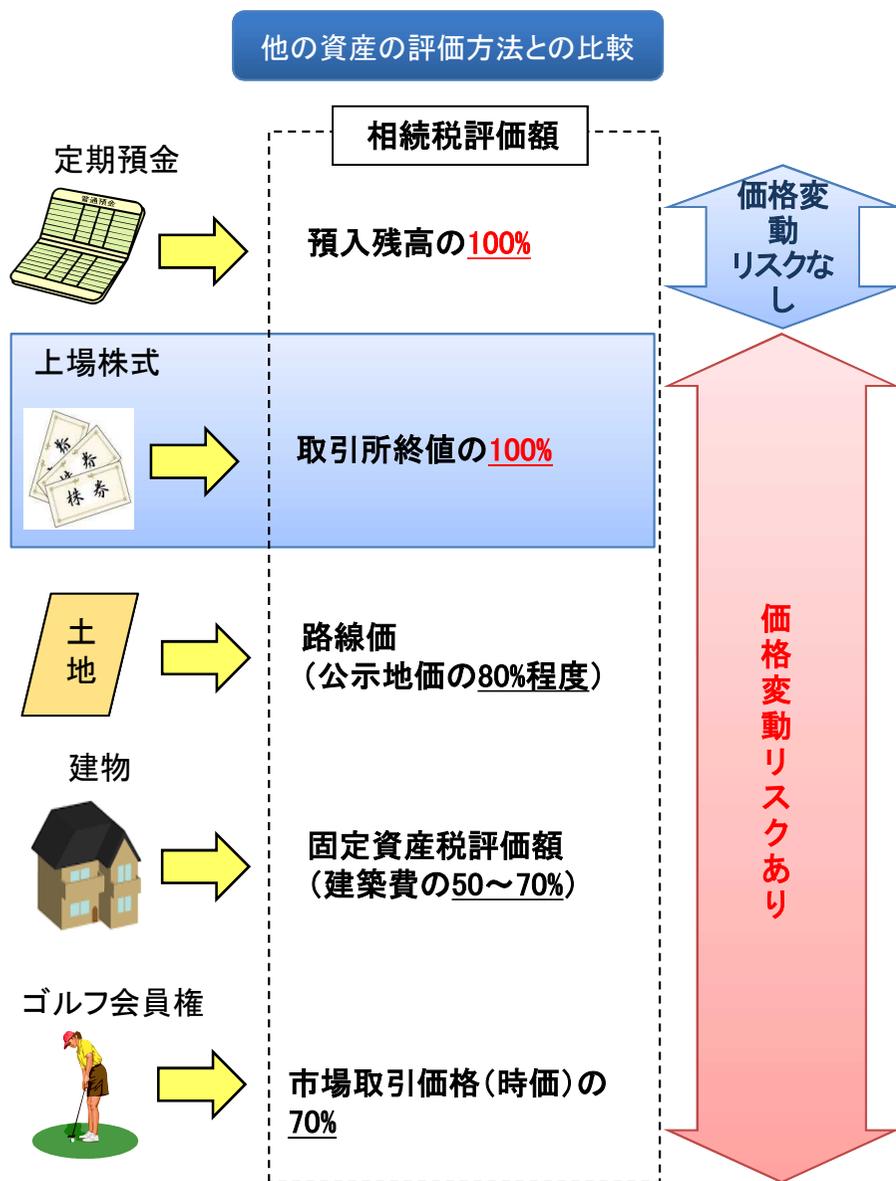


【一時金】1件当たり給付額



出所: 確定拠出年金統計資料2002年3月末~2018年3月末(運営管理機関連絡協議会)

◆上場株式等の相続税に係る現状及び問題点



- 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価で評価される。現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か月間(相続発生日、その前月、前々月)の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。
- 土地・建物については、価格変動リスクを考慮し、評価額から割り引いた額を相続税評価額としている一方、上場株式については、納付期限まで(10か月間)の価格変動リスクがあるにもかかわらず、取引所終値の100%で評価されている。

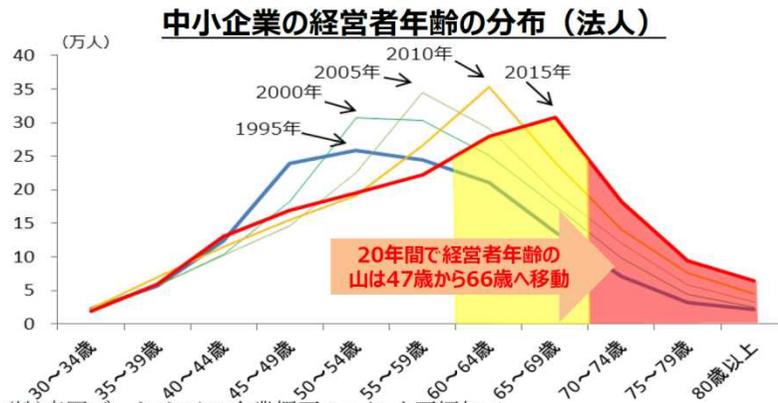
○ こうした評価方法が相続税対策として、高齢者の資産が土地・建物に向かうインセンティブとなっているとの指摘がある。

○ 株式の評価額についても、土地・建物と同様、価格変動リスクを相続税評価額に織り込む必要があるのではないか。

(注)土地等の資産については、実際の取引価格にばらつきがあることや、路線価等の算出頻度が少ないこと等を踏まえ、実際の取引価格より割り引いた額で評価されている。

事業承継①

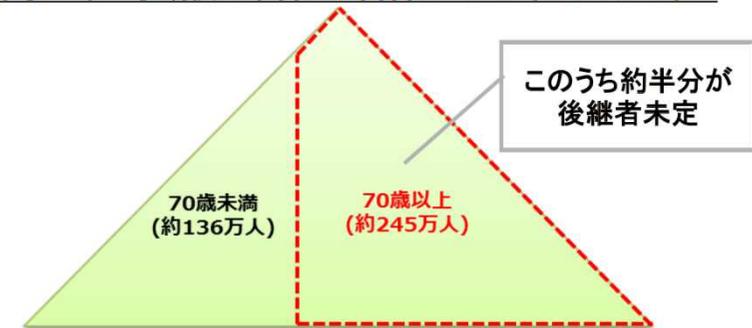
- 今後10年間で200万人を超える中小企業等の経営者が引退時期を迎える中、事業承継は重要な課題
- 事業承継において、後継者がいないことなどが廃業理由の上位に挙げられている一方、事業承継の準備内容としては、株式等の整理・承継が上位に挙げられている。



平成28年度 (株)帝国データバンクの企業概要ファイルを再編加工

(出典) 未来投資会議構造改革徹底推進会合資料(平成29年11月14日)より抜粋

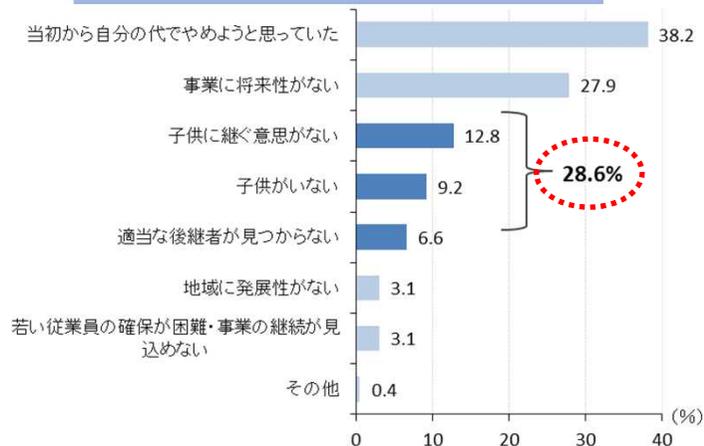
中小企業・小規模事業者の経営者の2025年における年齢



平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

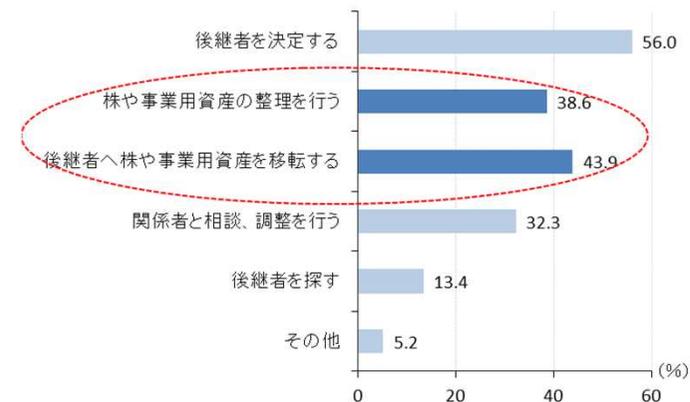
(出典) 未来投資会議構造改革徹底推進会合資料(平成29年11月14日)より抜粋

廃業予定企業の廃業理由



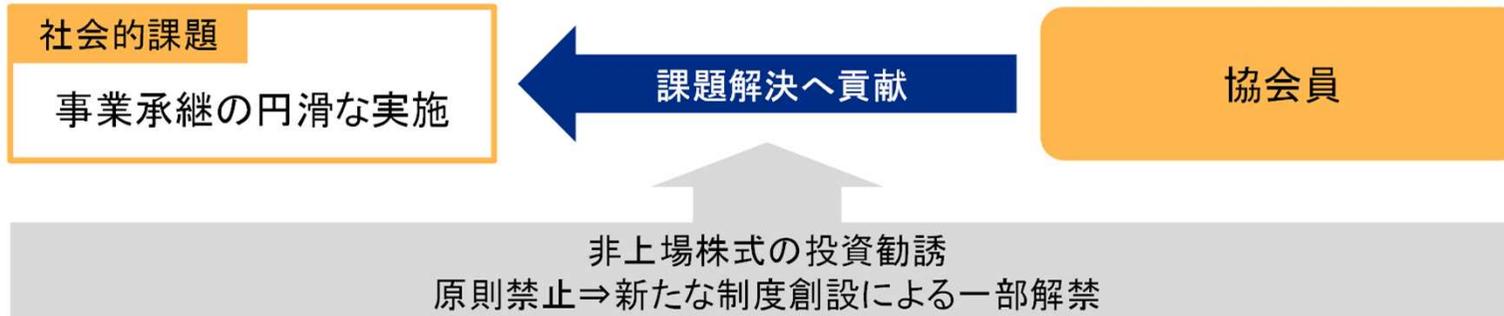
(出典) 中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」より、金融庁作成

事業承継の準備内容



(出典) 日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」より、金融庁作成

店頭有価証券に関する規則の改正(1/2)



改正の内容

- 次の目的を全て達成するために行われる一連の店頭有価証券の売買等に係る投資勧誘を解禁する。
 - 買付者が、発行会社の総株主の**議決権の過半数を取得**すること。
(既に総株主の議決権の過半数を有している買付者が議決権を追加的に取得すること及び買付者の有する議決権の数と他者の有する議決権の数との合計を総株主の議決権の過半数とすることを含む。)
 - 買付者又は当該買付者により指名された者が当該店頭有価証券の**発行会社の代表者に就任**すること。

店頭有価証券に関する規則の改正(2/2)



□ 「経営権の移転等」を取り扱う際の主な要件

発行会社と



買付候補者の属性等について同意

…属性とは、例えば、会社経営の有無や
資力など

顧客へ



- 前頁の“目的”を達成できる見込みがない場合には売買等を行えない旨
- 買付候補者は、**発行会社に対する取引前調査**を行うことができる旨

などを説明

買付候補者と



取引前調査を行った場合には、その**概要を**
協会員に提供するとともに**他の顧客に提供**
することへの同意

協会員自身は



取引前調査の結果の概要を取得した場
合には、**原則、顧客に対し当該概要を提供**
しなければならない

▶ 本件投資勧誘の実施に当たっては、当面は、本協会への事前事後の報告が必要である。

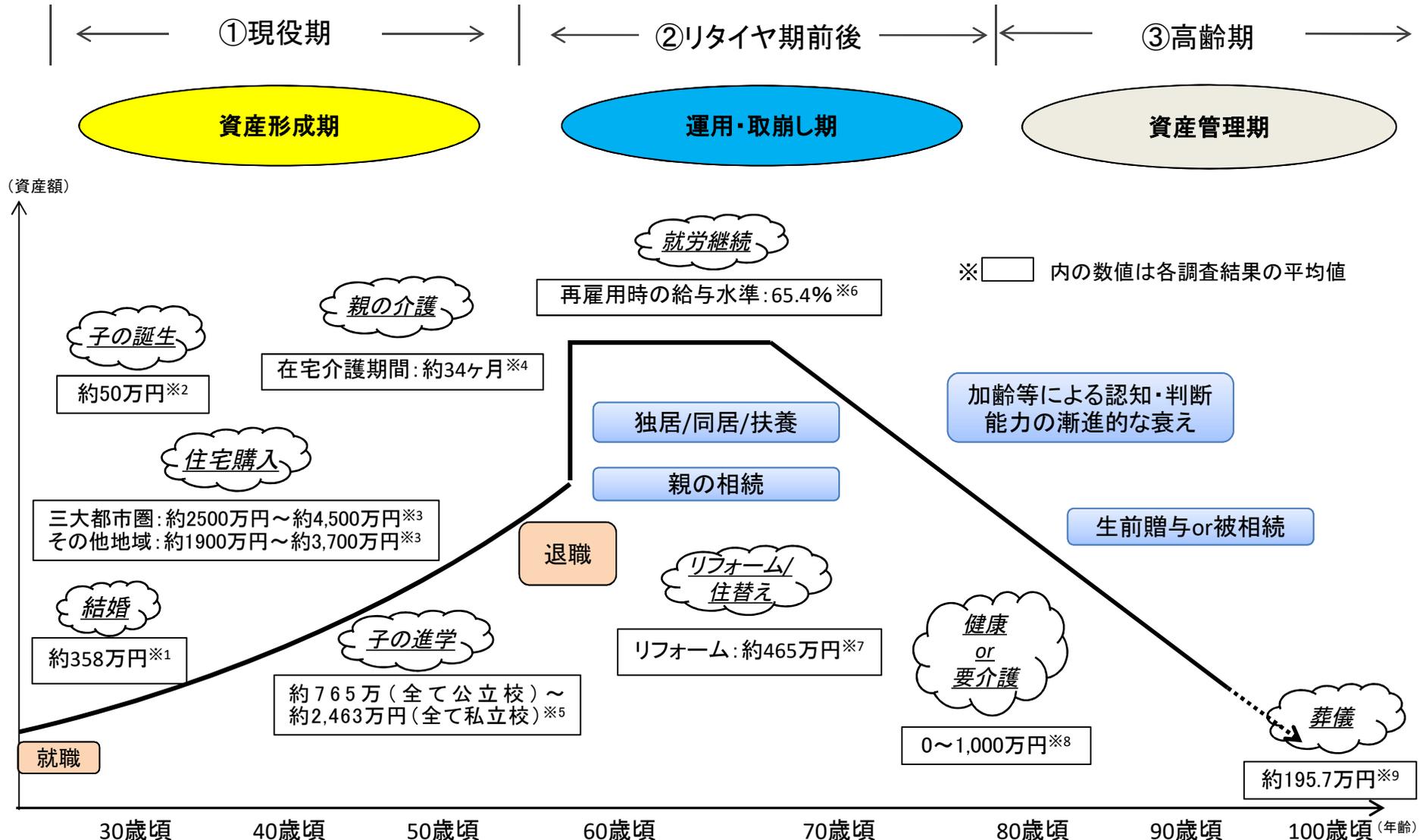
日本証券業協会の高齢顧客投資勧誘ガイドライン

- ✓ 高齢顧客の定義
 - 75歳以上(目安)の顧客
 - ※80歳以上(目安)の顧客に対してはより慎重な勧誘等

- ✓ 勧誘留意商品の選定
 - 役席者の事前承認が必要な商品(勧誘留意商品)とそれ以外の商品の範囲を区分
 - ※国債、社債、公社債投資信託等は事前承認不要

- ✓ 80歳以上の高齢顧客への対応
 - 担当営業員が勧誘留意商品の勧誘を行う場合、原則として翌日以降受注
 - 受注は役席者が行う

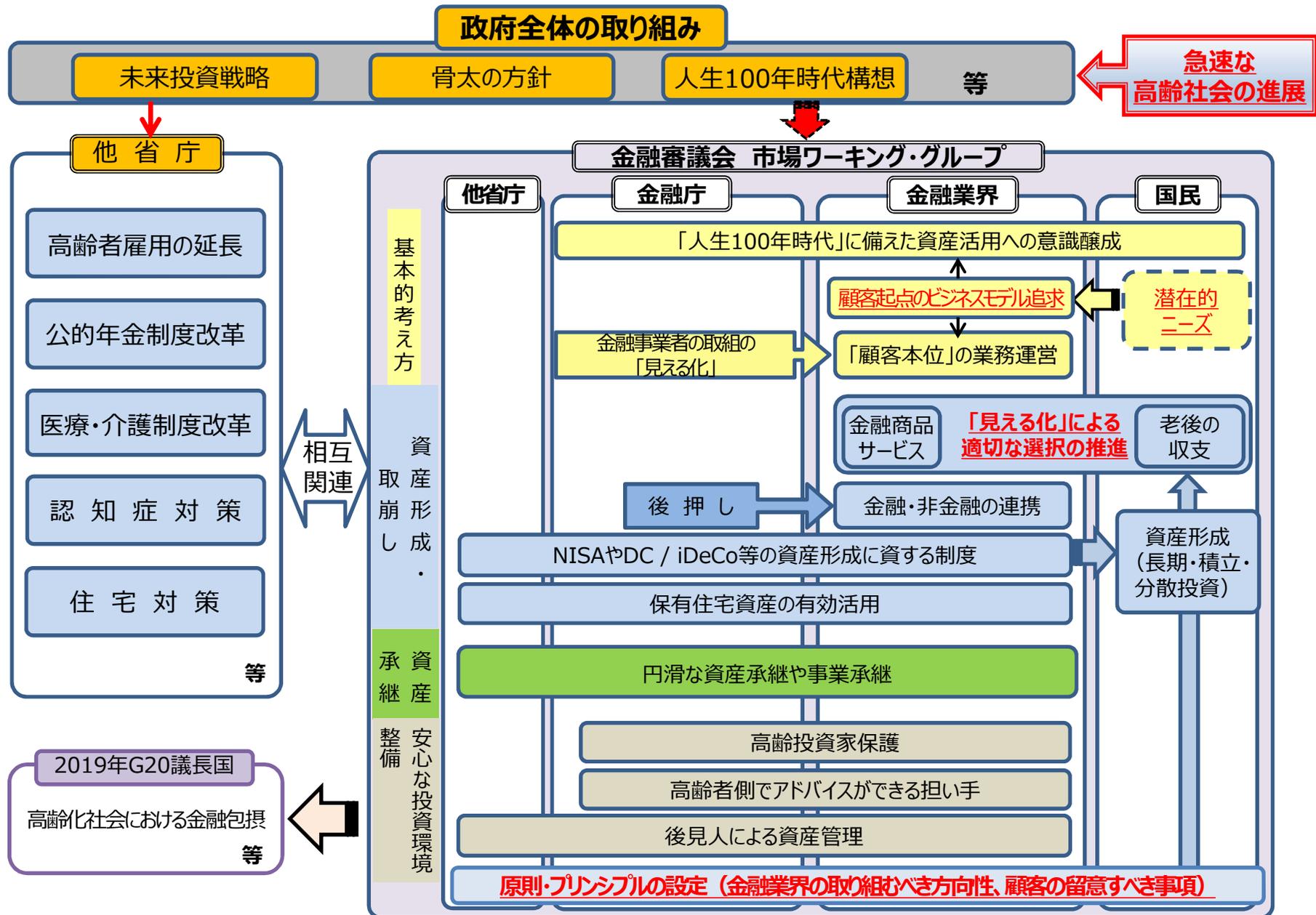
ライフステージに応じて発生する費用等の例



※ [] 内の数値は各調査結果の平均値

(出典) ※1 株式会社 リクルートマーケティングパートナーズ「ゼクシィ結婚トレンド調査2018」
 ※2 公益社団法人 国民健康保険中央会「正常分娩分の平均的な出産費用について(平成28年度)」
 ※3 住宅金融支援機構「2017年度フラット35利用者調査」より土地付注文住宅、注文住宅、建売住宅、マンション、中古戸建及び中古マンションの取得費(建築費・土地取得費含む)の平均値
 ※4 厚生労働省「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告」参考資料
 ※5 文部科学省「平成28年度子どもの学習費調査結果」及び独立行政法人「平成28年度学生生活調査報告書」より金融庁作成
 ※6 厚生労働省「平成29年職種別民間給与実態調査」
 ※7 国土交通省「平成25年住生活総合調査結果」
 ※8 生命保険文化センター「平成27年度生命保険に関する全国実態調査」初期費用80万円+(月額7.9万円×12月×10年)=1,028万円
 ※9 一般財団法人 日本消費者協会「葬儀についてのアンケート調査」

取り組みの全体像のイメージ



「市場構造専門グループ」メンバー名簿

開催実績

- 座長 神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授
- 井口 譲二 ニッセイアセットマネジメント(株)チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー
- 池尾 和人 立正大学経済学部教授
- 翁 百合 (株)日本総合研究所理事長
- 小林 喜光 (株)三菱ケミカルホールディングス 取締役会長
- 三瓶 裕喜 フィデリティ投信(株) ヘッド・オブ・エンゲージメント
- 高田 創 みずほ総合研究所(株)副理事長 エグゼクティブエコノミスト
- 松山 彰宏 日本経団連 資本市場部会長(三菱電機(株)取締役)

(オブザーバー)

日本取引所グループ 札幌証券取引所 名古屋証券取引所 福岡証券取引所
 経済産業省 日本銀行 日本証券業協会

(敬称略、五十音順)

第1回 5月17日(金)16:30~18:30(120分)

- これまでの議論について
 - ◇東京証券取引所
- 委員からのプレゼンテーション
 - ◇フィデリティ投信 三瓶ヘッド・オブ・エンゲージメント
 - ◇ニッセイアセットマネジメント 井口チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー
- ◇日本経団連 松山資本市場部会長(三菱電機(株)取締役)

第2回 5月31日(金)17:30~19:30(120分)

- 機関投資家等からのヒアリング
 - ◇RMBキャピタル 細水パートナー
 - ◇農林中金バリューインベストメンツ 奥野常務取締役(CIO)
 - ◇投資顧問業協会 大場会長

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会（別紙1～2参照）

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(平成31年1月8日現在)

会 長	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	秋 田 進	一般社団法人日本自動車会議所保険委員会委員長
	甘 利 公 人	上智大学法学部教授
	飯 豊 聡	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	大 野 澄 子	弁護士
	鈴 木 共 子	NPO法人いのちのミュージアム代表理事
	高 倉 明	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	高 松 伸 幸	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	田 島 優 子	弁護士
	中 林 真 理 子	明治大学商学部教授
	村 山 美 彦	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	山 本 眞 弓	弁護士
	唯 根 妙 子	一般財団法人日本消費者協会専務理事
特別委員	江 原 茂	損害保険料率算出機構専務理事
	桑 山 雄 次	全国遷延性意識障害者・家族の会代表
	長 島 公 之	公益社団法人日本医師会常任理事
	野 尻 俊 明	流通経済大学学長
	矢 代 隆 義	一般社団法人日本自動車連盟会長

(敬称略・五十音順)

平成31年1月16日
 金融庁

第139回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

- 平成31年1月16日午前10時00分から第139回自動車損害賠償責任保険審議会が開催されました。
- 第139回自動車損害賠償責任保険審議会において報告された平成30年度料率検証結果による損害率(※)は、次のとおりです。

(単位：%)

契約年度	平成30年度	平成31年度
前回(平成29年4月) 改定時予定損害率	105.9	
平成30年度検証結果 による損害率	100.9	100.4

(※) 損害率 = (支払保険金 / 収入純保険料) × 100

- 今回は、基準料率の改定は必要ないものとされました。

(参考) 議事要旨及び議事録については、後日公表します。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
 監督局保険課(内線 3375、3342)

第3節 企業会計審議会

I 企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：徳賀芳弘 京都大学副学長・教授）は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（別紙1参照）

II 2018 事務年度の審議状況

1. 企業会計審議会・第43回監査部会（2019年3月28日開催）

2019年1月に報告書を公表した「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」及び各国の監査制度など監査をめぐる国際的な動向について報告が行われた。

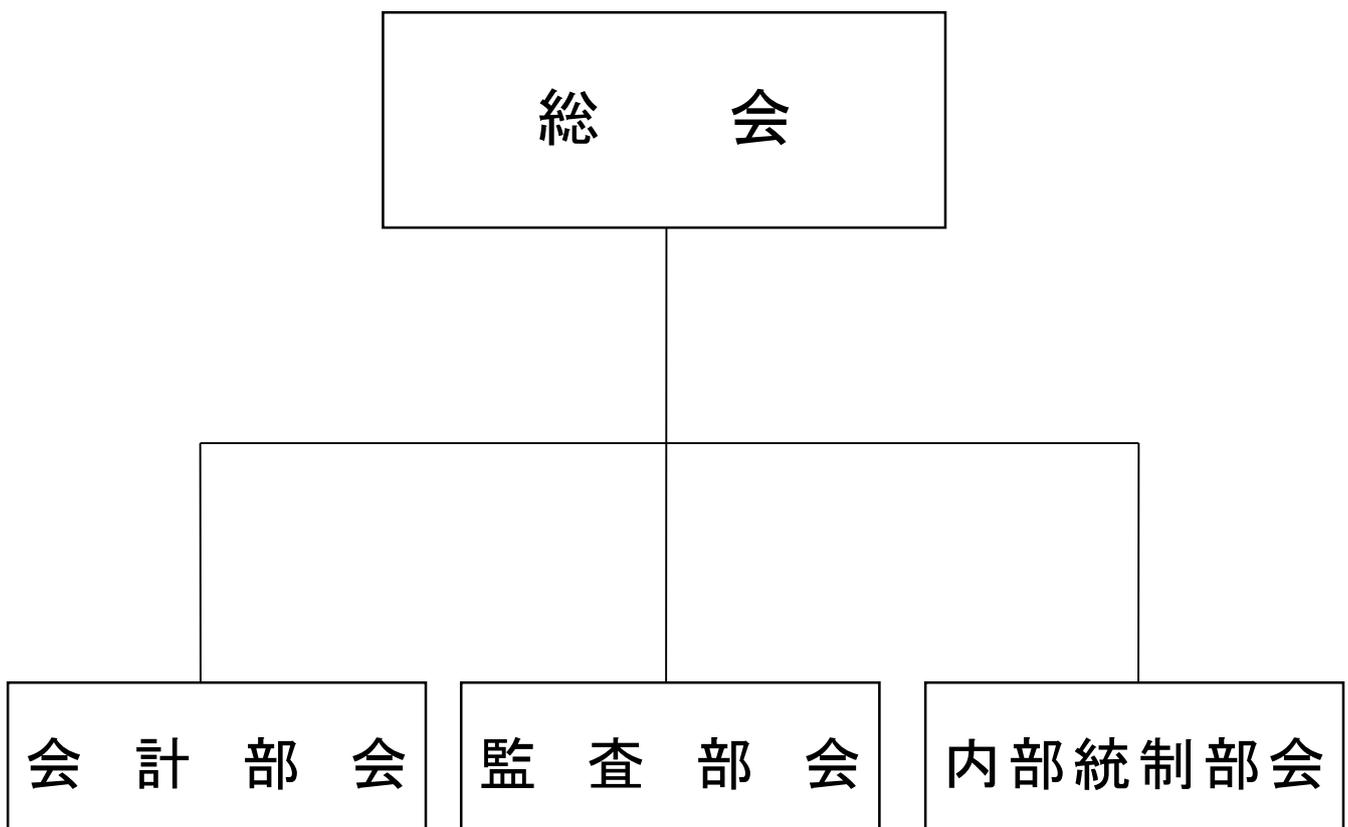
また、監査報告書の記載事項の見直しについて、①2018年7月に改訂された監査基準を踏まえた中間監査報告書・四半期レビュー報告書の記載区分等の見直し、②「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」を踏まえた、無限定適正意見以外の意見における監査報告書の記載事項及び守秘義務に係る規定の見直し、③有価証券報告書における財務計算に関する書類以外の記載内容等である「その他の記載内容」に対する監査人の対応について、説明が行われ、審議が行われた。

2. 第44回監査部会（2019年5月21日開催）

①中間監査報告書・四半期レビュー報告書の記載区分等の見直し、②無限定適正意見以外の意見における監査報告書の記載事項及び守秘義務に係る規定の見直しについて、引き続き審議が行われ、監査基準等の改訂の公開草案を公表することとされた。また、③「その他の記載内容」について、監査人が採るべき手続の目的及び具体的内容や監査人の責任などの審議が行われ、今後も審議を進めていくこととされた。

これを踏まえ、5月に監査基準、中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂の公開草案を公表した。

企業会計審議会の組織



第4節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：神作裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、金融審議会答申（2000年6月）を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげることを目的として、消費者団体、学識経験者、業界団体・自主規制機関、関係行政機関等の参加により、同年9月より開催しているものである。（別紙1参照）

II 議論の状況

2000年9月7日の第1回会合以降、これまで57回の協議会を開催してきた。

1. 第56回金融トラブル連絡調整協議会

2019年2月8日、第56回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（30年度上半期）及び「金融機関・業界の業務改善に資する取組み（フィードバックが改善に確実に活かされるための仕組みの構築）と消費者への還元」等について報告・意見交換等を行った。

2. 第57回金融トラブル連絡調整協議会

2019年6月26日、第57回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（30年度）及び「苦情・紛争の解決に向けた取組み（特に顧客の適合性、商品理解等を踏まえた対応）」等について報告・意見交換等を行った。（別紙2、3参照）

金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

令和元年6月26日現在

(消費者行政機関等)

消費者庁消費者教育・地方協力課長
 国民生活センターADR事務局長
 東京都消費生活総合センター所長
 日本司法支援センター本部第一事業部 情報提供課長

尾原 知明
 影山 武
 戸澤 互
 諏訪 要一

(消費者団体)

全国消費者団体連絡会政策スタッフ
 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問
 全国消費生活相談員協会主任研究員

大出 友記子
 唯根 妙子
 樋山 昌子

(指定紛争解決機関)

全国銀行協会金融ADR部長
 信託協会事務局長兼信託相談所長
 生命保険協会生命保険相談所事務局長
 日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長
 保険オンブズマン専務理事
 日本少額短期保険協会専務理事
 証券・金融商品あっせん相談センター事務局長
 日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター一長

西村 寿一
 高桑 信之
 高橋 正国
 森脇 隆正
 小野 幸則
 小泉 武彦
 三森 肇
 遠藤 清一

(業界団体・自主規制機関)

全国信用金庫協会業務管理部長
 全国信用組合中央協会しんくみ業務相談センター一長
 全国労働金庫協会法務部長
 日本商品先物取引協会相談センター一長
 農林中央金庫総合企画部部長(農漁協系統金融機関代表)
 不動産証券化協会教育推進部長兼苦情相談室長
 日本資金決済業協会事務局長
 日本仮想通貨交換業協会業務部長

染川 幸夫
 湯川 義明
 菅谷 宏行
 原田 孝司
 宇都宮 秀起
 深津 明夫
 橋本 文夫
 長田 佳巳

(弁護士)

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
 東京合同法律事務所

斎藤 輝夫
 坂 勇一 郎

(学識経験者)

【座長】 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 一般社団法人メディエーターズ代表理事
 上智大学法科大学院教授
 京都大学大学院法学研究科教授

沖野 眞己
 神作 裕之
 田中 圭子
 森下 哲朗
 山田 文

(金融当局)

金融庁企画市場局総務課長
 金融庁総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室長
 金融庁監督局総務課長
 経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐
 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐
 国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長
 総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長
 農林水産省経営局金融調整課経営専門官

長岡 隆
 鈴木 三智男
 堀本 善雄
 高津戸 拓也
 田中 稔
 武藤 祥郎
 佐藤 健治
 鈴木 裕

〔計38名〕

(事務局)

金融庁企画市場局総務課金融トラブル解決制度推進室長

今西 隆浩

〔合計39名〕

(敬称略、順不同)

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	182	1,053	増減なし	1,235	1,056	179	0	675	163	0	74	0	144	1,056	481	296	228	51	1,056
信託協会	2	3	▲40%	5	5	0	0	4	1	0	0	0	0	5	0	3	1	1	5
生命保険協会	262	960	▲6%	1,222	964	258	0	565	316	0	3	0	80	964	259	291	305	109	964
日本損害保険協会	1,409	3,547	▲10%	4,956	3,669	1,287	0	3,137	186	1	299	0	46	3,669	896	1,315	689	768	3,668
保険オンブズマン	68	214	▲36%	282	259	23	14	128	31	0	84	0	2	259	90	124	44	1	259
日本少額短期保険協会	13	69	▲4%	82	71	11	0	39	26	0	0	0	6	71	27	29	9	6	71
証券・金融商品 あっせん相談センター	60	1,506	91%	1,566	1,370	196	0	667	703	0	0	0	0	1,370	547	308	459	56	1,370
日本貸金業協会	5	26	▲37%	31	30	1	0	22	3	0	4	0	1	30	22	2	5	1	30
合計	2,001	7,378	2%	9,379	7,424	1,955	14	5,237	1,429	1	464	0	279	7,424	2,322	2,368	1,740	993	7,423

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 紛争解決手続件数(当期の状況)						(2) 紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3) 紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成 立 以 外							計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他							
全国銀行協会	57	178	39%	235	152	83	53	0	93	0	6	0	0	0	152	0	34	68	50	152	
信託協会	0	1	皆増	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	
生命保険協会	215	324	▲14%	539	369	170	22	89	249	0	9	0	0	0	369	6	70	160	133	369	
日本損害保険協会	167	397	▲2%	564	368	196	155	1	190	0	22	0	0	0	368	5	69	182	112	368	
保険オンブズマン	12	25	▲14%	37	29	8	12	1	15	0	1	0	0	0	29	0	17	9	3	29	
日本少額短期保険協会	5	26	24%	31	24	7	0	10	8	3	2	0	0	1	24	3	7	12	2	24	
証券・金融商品 あっせん相談センター	19	704	492%	723	414	309	378	0	33	0	2	0	0	1	414	0	161	250	3	414	
日本貸金業協会	3	10	▲17%	13	11	2	5	0	6	0	0	0	0	0	11	0	2	5	4	11	
合計	478	1,665	53%	2,143	1,368	775	626	101	594	3	42	0	0	2	1,368	14	361	686	307	1,368	

(注1)各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2)計数は速報値である。

【凡例】

- 和 解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

第5節 仮想通貨交換業等に関する研究会

暗号資産に関しては、マネロン・テロ資金供与対策に関する国際的な要請や、国内交換業者の破綻を受け、暗号資産と法定通貨等の交換業者に対して登録制を導入し、本人確認義務等の導入や説明義務等の一定の利用者保護規定の整備を行った。

その後、国内交換業者において顧客からの預り資産の外部流出事案が発生したほか、立入検査により、暗号資産交換業者(みなし業者を含む。)の内部管理態勢等の不備が把握された。また、暗号資産の価格が乱高下し、暗号資産が決済手段ではなく投機の対象となっているとの指摘も聞かれる。さらに、証拠金を用いた暗号資産の取引や暗号資産による資金調達等の新たな取引が登場している。

こうした状況を受け、暗号資産交換業等を巡る諸問題について制度的な対応を検討するため、2018年3月に「仮想通貨交換業等に関する研究会」が設置され、同年4月以降11回にわたり開催されるとともに、同年12月に報告書が取りまとめられた。(別紙1～2参照)

趣 旨

- 仮想通貨に関しては、マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する国際的要請がなされたことや、国内で当時世界最大規模の仮想通貨交換業者が破綻したことを受け、2017年4月より、仮想通貨と法定通貨等の交換業者に対し、登録制を導入し、本人確認義務等の導入や説明義務等の一定の利用者保護規定の整備を行った。
- その後、コインチェック株式会社が、不正アクセスを受け、顧客からの預かり資産が外部に流出するという事案が発生したほか、立入検査により、みなし登録業者や登録業者における内部管理態勢等の不備が把握された。また、仮想通貨の価格が乱高下し、仮想通貨が決済手段ではなく投機の対象となっている中、投資者保護が不十分であるとの指摘も聞かれる。さらに、証拠金を用いた仮想通貨の取引や仮想通貨による資金調達など新たな取引が登場しているという動きも見られる。
- こうした状況を受け、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置する。

メンバー等

座 長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授	オブザーバー	奥山 泰全	一般社団法人日本仮想通貨交換業協会会長
メンバー	井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）		中野 俊彰	一般社団法人信託協会業務委員長
	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授		望月 昭人	一般社団法人全国銀行協会企画委員長
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長		山内 公明	日本証券業協会常務執行役自主規制本部長
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授		山崎 哲夫	一般社団法人金融先物取引業協会事務局長
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授		高橋 俊章	警察庁刑事局犯罪収益移転防止対策室長
	楠 正憲	Japan Digital Design 株式会社最高技術責任者		内藤 茂雄	消費者庁消費者政策課長
	坂 勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）		竹林 俊憲	法務省大臣官房参事官
	中島 真志	麗澤大学経済学部教授		中澤 亨	財務省大臣官房信用機構課長
	永沢裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人		福本 拓也	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授		副島 豊	日本銀行決済機構局FinTechセンター長
	三宅 恒治	みずほ総合研究所株式会社金融調査部長			(敬称略・五十音順)
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授			(2018年12月14日時点)

開催状況

第1回	4月10日	仮想通貨（暗号資産）の取引やICO（Initial Coin Offering）の状況等	第7回	10月19日	仮想通貨デリバティブ取引に係る規制のあり方等
第2回	4月27日	仮想通貨（暗号資産）をめぐる国際的な議論・各国の対応の状況等	第8回	11月1日	ICOに係る規制のあり方
第3回	5月22日	仮想通貨（暗号資産）をめぐるプレイヤーの状況等	第9回	11月12日	ウォレット業者・不正な現物取引に係る規制のあり方等
第4回	6月15日	仮想通貨（暗号資産）の分野でグローバルに活動している者からのヒアリング	第10回	11月26日	ICOに係る規制のあり方等
第5回	9月12日	仮想通貨交換業に関する自主規制案の概要等	第11回	12月14日	報告書（案）
第6回	10月3日	仮想通貨交換業に係る規制のあり方等			

顧客の仮想通貨の流出事案が複数発生

価格が乱高下し、仮想通貨が投機の対象になっている、との指摘

事業規模の急拡大に業者の内部管理態勢の整備が追いついていない実態

仮想通貨を用いた新たな取引（証拠金取引やICO）の登場

適正な自己責任

仮想通貨交換業者を巡る課題への対応

◆ 仮想通貨の流出リスク等への対応

- オンラインで秘密鍵を管理する顧客の仮想通貨相当額以上の純資産額及び弁済原資（同種・同量以上の仮想通貨）の保持を義務付け
- 顧客の仮想通貨返還請求権を優先弁済の対象とする仕組みを整備
- 財務書類の開示を義務付け

◆ 業務の適正な遂行の確保

- 取引価格情報の公表を義務付け
- 投機的取引を助長する広告・勧誘を禁止
- 自主規制との連携（自主規制規則に準じた社内規則を策定していない自主規制機関未加入業者の登録拒否・取消し）

◆ 問題がある仮想通貨の取扱い

- 利用者保護や業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがある仮想通貨の取扱いを禁止
- 取り扱う仮想通貨の変更を事前届出に見直し

仮想通貨証拠金取引等への対応

◆ 証拠金取引であることを踏まえた対応

- 外国為替証拠金取引（FX取引）と同様に業規制の対象とし、不招請勧誘の禁止などの行為規制を適用
- 仮想通貨の価格変動の実態を踏まえ、適切な証拠金倍率の上限を設定

◆ 仮想通貨の特性等を踏まえた追加的な対応

- 仮想通貨に特有のリスクに関する説明を義務付け
- 最低証拠金を設定

◆ 仮想通貨信用取引への対応

- 仮想通貨証拠金取引と同様の機能・リスクを有することを踏まえ、同様の規制を適用

ICO（Initial Coin Offering）への対応

様々な問題への指摘が多い一方で、将来の可能性への指摘も踏まえつつ、規制を整備

◆ 投資性を有するICOへの対応

- 仮想通貨による出資を募る行為が規制対象となることを明確化
- ICOトークンの流通性の高さや投資家のリスク等を踏まえて、以下のような仕組みを整備
 - ・ 50名以上に勧誘する場合、発行者に公衆縦覧型の発行・継続開示を義務付け
 - ・ 仲介業者を証券会社と同様の業規制の対象とし、発行者の事業・財務状況の審査を義務付け
 - ・ 有価証券と同様の不公正取引規制*を適用
- * インサイダー取引規制は、今後の事例の蓄積等を踏まえて検討
- ・ 非上場株式と同様に一般投資家への勧誘を制限

◆ その他のICOへの対応

- ICOトークンを取り扱う仮想通貨交換業者に、事業の実現可能性等に関する情報提供を義務付け

◆ 仮想通貨の不公正な現物取引への対応

- 不正行為・風説の流布等・不当な価格操作を、行為主体を限定せずに禁止
- 仮想通貨交換業者に、取引審査を義務付けるとともに、未公表情報に基づく利益を図る目的での取引を禁止

◆ 仮想通貨カストディ業務への対応

- 業規制の対象とし、仮想通貨交換業者に適用される顧客の仮想通貨の管理に関する規制を適用

◆ 業規制の導入に伴う経過措置

- 仮想通貨証拠金取引等への業規制の導入に際し、経過措置を設ける場合には、経過期間中の業務内容の追加等を禁止

◆ 法令上の呼称の変更

- 国際的な動向等を踏まえ、「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更